

新宿区私立幼稚園未就園児預かり事業利用料負担軽減補助金のお知らせ

1 補助金の内容について

(1) 補助対象者 ※令和 7 年 9 月から全ての世帯が対象になります。

新宿区内私立幼稚園が実施する未就園児預かり事業を利用する児童とともに、新宿区に住所があり（住民登録している）、以下の対象世帯に該当する保護者。

※新宿区から転出した場合は、補助対象外になります。

《対象世帯》

①令和 7 年 8 月まで

- (ア) 生活保護世帯
- (イ) 住民税非課税世帯
- (ウ) 年収 360 万円未満相当世帯
- (エ) 要支援児童等のいる世帯
- (オ) 多子世帯

(ア) ～ (エ)
低所得世帯等

(未就園児預かり事業を利用する未就園児が第 2 子以降かつ住民税課税世帯)

②令和 7 年 9 月以降

未就園児預かり事業を利用する全ての世帯

(2) 補助基準額

世帯の状況	①生活保護 世帯	②住民税 非課税世帯	③年収 360 万円未満 相当世帯	④要支援児 童等のいる 世帯	①～④以外の世帯 ※令和 7 年 8 月まで は多子世帯のみ
補助基準額	3,000 円	2,400 円	2,100 円	実費負担額	園に納入した利用料 (※ 3)

※ 1 補助基準額と保護者が園に納入した利用料のうち、いずれか低い額を補助します。

(千円未満切捨て)

※ 2 ①～④の世帯に対する補助基準額は、日額上限です。

※ 3 月額上限 44,000 円です。

※ 4 複数の園を利用する場合は、利用する全ての園での利用料を併せて、上記の表の金額が補助基準額となります。

2 申請について

(1) 申請方法

以下の入力フォームより申請してください。



←電子申請用入力フォーム

※紙の申請書での申請をご希望の場合は利用する幼稚園か新宿区へご連絡ください。(項番4「お問合せ先」参照)

なお、郵送で申請する場合、未着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 必要に応じて提出する書類

①令和7年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、申請日現在も新宿区に住民登録がある方 ⇒ 提出する書類はありません。

②令和7年1月1日現在、新宿区に住民登録がなく、申請日現在は新宿区に住民登録がある方 ⇒ 令和7年度課税(非課税)証明書
【課税証明書について】

①令和7年1月1日現在にお住まいの自治体で取得してください。

②低所得世帯等に該当する世帯のみ提出が必要です。

③生活保護世帯の方は「保護証明書」を提出してください。

(3) 提出期限

令和8年3月31日(火)

※令和8年4月1日(水)以降の申請は、一切受け付けできません。

3 交付(振込)時期

支給対象月	4～9月分	10～3月分
交付(振込)時期	<u>11月末</u>	<u>5月末</u>

4 お問合せ先

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 (新宿区役所第一分庁舎4階)

電話 03-5273-3103 (直通) FAX 03-5273-3580